

会津若松市民憲章

昭和43年5月3日制定

前文

会津若松市は、会津の中心都市としてながい歴史と伝統につちかわれて発展してまいりました。

会津若松市民は、明治戊辰百年を迎えて先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くために平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして市民憲章を制定しました。

私たち市民は、責任と誇りをもった市民意識の上に立って、会津若松市を民主的な近代都市として大きく前進させるために、具体的目標を定め、心をあわせて、これを実践するよう努めるものであります。

- 一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
- 一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう
- 一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう
- 一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう

●2009.4.18「グリーン鶴ヶ城作戦」

小さな歩み、活動のひとつひとつが、歴史や文化を創造し、責任と誇りをもってこれらを次世代に引き継いでいくことが、市民憲章運動そのものではないでしょうか。お互いに、共有する人生観、社会観を以ってひとつづくり、まちづくりを進め、心豊かな生活文化の向上に励んでいこうとする、この市民の憲法「市民憲章」は現代の世の中で人々が強く求めておられる心理ではないでしょうか。

市民一人ひとりが互いに思いやる心を持つことのできるまちをつくるのが、市民憲章推進委員会の担う大きな役割と考えます。

会津若松市は、水清い大川、緑濃い山々などの豊かな自然に恵まれ、城下町としての歴史や浪漫あふれる文化に彩られてきました。その豊かな自然や文化の中で人々は絆を育み、今日も多くの団体や組織が自分たちで見出したテーマを掲げ、日々様々な活動を展開しています。



市民憲章推進
委員会委員長
物江利雄

つづいて
まはつづいて

市民憲章モデル花壇紹介
花と笑顔のあるまち

高瀬新田地区

神指町高瀬新田地区が管理する国道49号沿いの花壇は、車や通る人の心を和ませるものです。平成7年のふくしま国体を機に始まった「花いっぱい運動」は地区全体に定着し、現在は計6箇所ある花壇を、全世帯が5班に分かれて管理しています。

かけ、苗を移植します。以後は周囲の除草だけで水は一切やりません。「農家の方協力のもと、できるだけ手間を省いた、背伸びしない花壇づくり」が町内のみなさんから理解をいただき、土の整備や草むしりに参加する方もうんと増えました。」と笑顔で話すのは地区のフラワードクター水澤繁雄さん。

そのやり方としてはマルチング栽培（野菜や植木の根元の地面をビニールで覆う）を採用。水をやらなくても良い方法をとっています。この方法は雨上がり時、十分灌水した土にマルチシートを

苗は市や地区の環境美化協議会、国道事務所等から寄付され、足りない分は自分たちで種まきをし、町内の農家の方の協力のもとハウスで育てて植栽します。まちを彩るおよそ1500株の花々は人同士の絆の象徴であり、まちのシンボ

ルにもなっています。



H7の花壇(マルチ導入前)



現在の花壇

花壇情報

【面積】 約130㎡
【花の種類】 ペゴニア
マリーゴールド

【年間スケジュール】
3月 地区役員から協力を募る種まき
4月 協力員の打ち合わせ
苗をポットに移植
5月 花壇の耕耘
マルチシートがけ
6月 花苗の移植
7月以降～9月末
(随時) 草むしり、追肥



左から桜井さん、水澤さん、酒井さん



傾斜を活かした花壇



市から講師を招いての体操

花壇情報

【面積】 約500㎡
【花の種類】 ヤマユリ、マリーゴールド、ペゴニア、サルビア、ペチュニア、ケイトウ、コスモス、アジサイ、ホウズキ等
【年間スケジュール】
4月 耕耘
5月 花苗受取、植栽
6月以降
(随時) 水遣り、草むしり
8月 市講師による運動指導

進のために花の水遣りや草むしりの後は全員で整理体操を行います。「当初70歳以上の方は作業免除としていたのですが、整理体操で体の調子もよくなるので、今では積極的な参加を呼びかけています。一石二鳥の草むしりは米寿を迎えた方はじめ町内の皆さんと親睦を図る機会になっています。」と元気に話します。今年市から芳賀区長。今年市から講師を頼み、疲労回復ストレッチ運動を指導いただいたそうです。

慶山一丁目町内会では4箇所の花壇を町内125世帯、70～80名で管理しています。花壇づくりが始まったのは平成15年からです。慶山1号・2号緑地は元々大きな木が8本もあった荒地でしたが、区長さんはじめ有志の皆さんが土を盛り、石垣と竹垣を施して周囲の景観と調和する現在の花壇をつくりあげました。

現在は子供が遊具で遊び、散歩の人が木陰のベンチで休んだり、春にはお花見をしたり。地域の憩いの場として利用されています。また、健康増進のために花の水遣りや草むしりの後は全員で整理体操を行います。



慶山一丁目町内会

花と健康のまち
市民憲章モデル花壇紹介

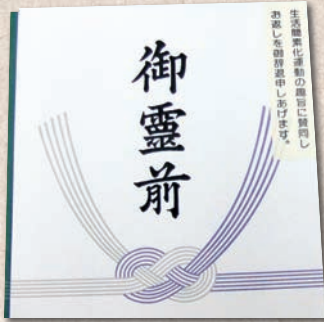


生活簡素化運動

あなたはどうか考えますか。

日本人には昔から大切に
してきた儀礼やマナーがあ
ります。結婚、葬式、お見
舞い、お祝いなど、お付き
合いにはお金がかかりがち
ですが、そもそもこのお金
のやり取りはお祝いや弔い
の「心」を形にしたもの。
しかし、形式化した金と
モノのやり取りは、華美に
なるほど当事者間の負担に
なりかねません。

委員会では昭和51年から
生活簡素化運動の推進事項
(下記)を定め、特に葬祭
の簡素化を呼びかけていま



【使用例】

※簡素化シール(1.5cm×5.5cm)
は事務局にて配布していま
す。香典袋に貼ってお使い
ください。

生活簡素化運動推進事項

- 香典は一般の場合千円程度とし、香典袋には簡素化シール*をはりましょう。
- 香典のお返しは、階層礼状にとどめましょう。
- 初七日の「夕食使い」は、身内にとどめましょう。
- 病氣見舞のお返しは、礼状だけにとどめましょう。

した。
しかしながらこの運動は
個人や地域の価値観に委ね
るところが大きく、市内一
律に浸透していないのが現
状です。日頃からご近所や
お友達同士で慶弔事のやり
取りについて話し合い、簡
略化できるところがある場
合にはお互いの同意のも
と、生活簡素化運動にご参
加ください。
モノよりも心のやり取り
を大切にしましょう。

会津若松市生活環境の 保全等に関する条例

第22条 犬の所有者(所有者以外
の者が管理するときは、その
者を含む。)は、その
犬がふんをしたときは、こ
れを放置してはならない。

第38条

2 市長は、公共の場所等
において第22条の規定に違反
して犬のふんを放置した者
に対し、規則で定めるところ
により、ふんの回収その他
必要な措置を講ずるよう
命ずることができる。

第43条 命令に違反した者は、
2万円以下の罰金に処する。

愛犬・愛猫の 糞の処理は 出来ていますか？



近年、愛犬家・愛猫家の方が増えておりますが、
皆様のお家での「糞」の処理は正しくされていますか。
散歩に出るときは必ず「処理袋」をご持参ください。
「糞」をポイ捨てや置き去りにする飼い主の方
の行動を、愛犬や愛猫はきっと心を痛めています。
周りの方に不愉快な思いをさせないように、そして
「糞公害」をなくし、住みよい環境の保全・維持の
為にも、どうぞご協力をお願い致します。

市民の方々が安心して、川べりや公園を散歩し、
腰を下ろせる環境を作りましょう。

**忘れものは
ありませんか？**

犬も大切な家族の一員です。
フンは必ず飼い主の方が
責任をもって始末しましょう。
●散歩のときは必ず処理用具を携帯しましょう●

会津若松市民憲章推進委員会

右：啓発シール(A4サイズ)を配布中。ゴミステーションや町内会掲示板に貼ってご利用ください。
上：市の条例で「犬ふんの放置」は禁止されています。きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

公衆トイレのマナー

以前、社会福祉部会でゴミ拾いを兼ね、市内の観光名所を見てまわったときのこと。汚いトイレに出会いました。初冬でしたが、これでは会津を訪れる観光客に悪い印象を与えると思いました。現在、市が管理する公衆トイレの数は72ヶ所あり、冬の間閉鎖されるトイレも多いようです。

公衆トイレは私たちのトイレです。施設管理者側が行う整備だけでなく、トイレ利用者が適切な方法で利

用することも不可欠です。

また、トイレの管理に私たち市民が関わる機会が増えれば、トイレ利用のマナー向上が期待できますし、年間を通じて利用できるまちの公衆トイレの数ももっと増えていくのではないのでしょうか。

清潔で、いつ、誰もが安心して気持ちよく使えるまちのトイレ整備のため、市民憲章の精神に基づき、まちの皆で考えて、解決していきたいものです。



会員一覧（H21・7月現在）※順不同

- 会津若松ライオンズクラブ
- 会津若松医師会
- 会津若松市議会
- 会津若松市子ども会育成会連絡協議会
- 会津若松市少年センター補導員会
- 会津若松市民生児童委員協議会
- 会津若松市老人クラブ連合会
- 会津若松商工会議所
- 会津若松地区更正保護女性会
- 会津若松鶴城ライオンズクラブ
- 会津磐梯ライオンズクラブ
- 若松中央生活学校
- 生活学校会津あおい
- 湯川を美しくする会
- 連合福島「会津若松地区連合会」
- 会津葵ライオンズクラブ
- 会津土建株式会社
- 会津若松市各種女性団体連絡協議会
- 会津若松市区長会
- 会津若松市商店街連合会
- 会津若松市婦人団体連絡協議会
- 会津若松市立小中学校長協議会
- 会津若松歯科医師会
- 会津若松西ロータリークラブ
- 会津若松地区保護司会
- 会津生物同好会
- 社団法人 会津青年会議所
- 消費生活研究会
- 退職女性教員あけぼの会
- 福島県退職公務員連盟北会津支部
- ボーイスカウト会津地区協議会
- 会津商工信用組合 33団体
- +活動に賛同する市民の方 22名



2009.6.23「花いっぱい運動」

市民憲章推進委員会の活動

市民憲章の精神は、実践していかねばその意義が失われてしまいます。市民ひとりひとりがまちづくりに対する責任と誇りをもって暮らすことが、住みよいまちづくりの実現につながります。

市民憲章の普及・啓蒙・推進をしている「会津若松市民憲章推進委員会」では、下記の事業を実施し、市民のみなさんが心を合わせて取り組むことのできる実践活動を企画・推進しています（下記参照）。

委員会は三つの専門部会に分かれており、所属する推進委員は、各種団体からの推薦者と一般公募で参加して下さった方々で、現在は約七十名が活動しています。みなさんの活動に是非ご活用ください。

社会福祉部会事業

- 「小さな親切」運動
心温まる親切な行為をした方を表彰▼推薦期間 6月～9月
- 生活簡素化運動
香典のお返しを辞退するシール配布
- 犬・猫の「ふん害」をなくす運動
会津若松市ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議へ参加。「犬のふん害をなくす運動」の啓発シール配布▼随時

都市美化部会事業

- クリーン鶴ヶ城作戦
鶴ヶ城を全市民できれいにする▼実施月 4月
- 花園コンクール
市内の花壇を対象にコンクールを実施、表彰▼募集 6月▼審査 7～9月
- 花いっぱい運動
会津若松駅前花プランターを設置▼実施月 6～11月

文化教養部会事業

- 作文コンクール
小、中学生を対象に市民憲章をテーマに作品を募集、表彰▼募集 6月～9月
- 文化財研修会
市内外の歴史的な文化財への理

解を深めるため研修会を実施▼
実施月 10月

全体事業

市民憲章ポスターを配布しています。集会所や事業所等に掲示してください。▼随時 ■市民憲章推進委員会についての問い合わせ：環境生活課（39・1221）

編集後記

木々が色づき鮮やかな秋の装いが見受けられるようになりました。今年は雨が多く、なかなか夏にならないうちに秋風が吹いて来ました。さて、昨年は四十周年を無事迎えた市民憲章ですが、環境美化から福祉、文化活動に至るまで、まちを良くしていこうとする活動がすべて市民憲章に基づくものです。これからも住みよい故郷づくりへの誓いを新たにしたいと思っております。

市民憲章広報委員会

- 広報委員長 高橋 昭子
- 広報委員 五十嵐久政
- 武藤 榮助
- 遠藤 徳雄
- 酒井 眞知子
- 小関 千津子
- 平野 昇